



米子市長記者会見資料	
令和3年11月24日	
担当課 (担当者)	健康対策課新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 中本
電話 (0859) 21-4080	

報道機関 各位

新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)について、米子市のスケジュール及び接種体制等についてお知らせします。

1 追加接種(3回目接種)の考え方について

(1) 国の方針

ア 必要性

新型コロナワクチンのすべての対象者において感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果も経時的に低下する可能性がある等の報告があることを踏まえ、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、追加接種(3回目接種)の機会を提供する。

イ 接種間隔

2回目接種完了から原則8か月以上経過した者を対象に、3回目の追加接種を行う。

地域の感染状況、クラスターの発生など非常に特殊な状況の場合には、厚生労働省に事前相談の上、例外的に6か月以上経過した者を対象とすることが可能。

ウ 対象者

現時点では、2回接種を完了した者のうち、18歳以上を対象とする。

エ 使用ワクチン

1、2回目に使用したワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン(ファイザー社製又はモデルナ社製)を用いることが適当。

当面は薬事承認されているファイザー社製を使用。モデルナ社製ワクチンは、承認申請中。

オ 接種期間

令和4年9月30日まで

カ 接種の流れ

接種記録システム（VRS）等を利用して、医療従事者等を含む市民のうち2回目接種完了から8か月経過する者を抽出し、段階的に接種券一体型予診票等を郵送する。

接種を希望する者は、原則、住民票のある市町村内の接種会場で接種する。

なお、医療従事者等については、医療機関が職員等への接種を実施する意向のある場合には、市町村から必要なワクチンを提供し、職員等の住民票所在地に関係なく院内接種を実施することができる。それ以外の医療従事者等は住民票のある市町村が構築する接種体制の中で接種することを原則とする。

2 米子市の追加接種（3回目接種）の接種体制について

2回目接種完了から8か月を経過した者へ順次、接種券一体型予診票・案内等を送付し、希望者に接種いただくこととなるため、時期ごとに接種対象者数に応じた接種体制を構築する必要がある。

(1) スケジュールについて

初回の接種券一体型予診票・案内等の発送は令和3年11月26日を予定しており、以後、12月6日から毎週月曜日に発送する予定としている。

接種開始は12月1日からとし、集団接種会場の予約開始は、12月7日とする。

1、2回目の接種についても、集団接種にて引き続き実施する。

(2) 接種体制について

年 月	接種体制
令和3年12月～	医療従事者が中心で対象者が少ない。 医療機関での職員等への院内接種 小規模な集団接種（ふれあいの里）
令和4年2月頃～	医療従事者に加え、65歳以上の高齢者から住民向け接種が始まり対象者が増える。 医療機関での職員等への院内接種 各医療機関による個別接種 対象者数に応じた集団接種（状況に応じて会場の増設）